

第54回 船橋市地域公共交通活性化協議会

令和3年11月9日

1

1. 開会

2

次 第

1. 開会

2. 【議事及び報告】

- (1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の
実施状況について
- (2) (仮称)船橋市地域公共交通計画案作成業務
について

3. その他

3

2. 議事及び報告

- (1) 令和3年度
公共交通不便地域解消事業の
実施状況について

4

2.【議事及び報告】

承認事項

(1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

公共交通不便地域解消事業箇所



5

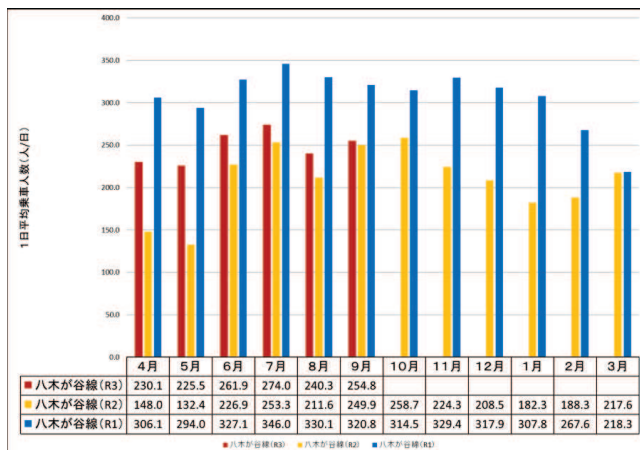
2.【議事及び報告】

承認事項

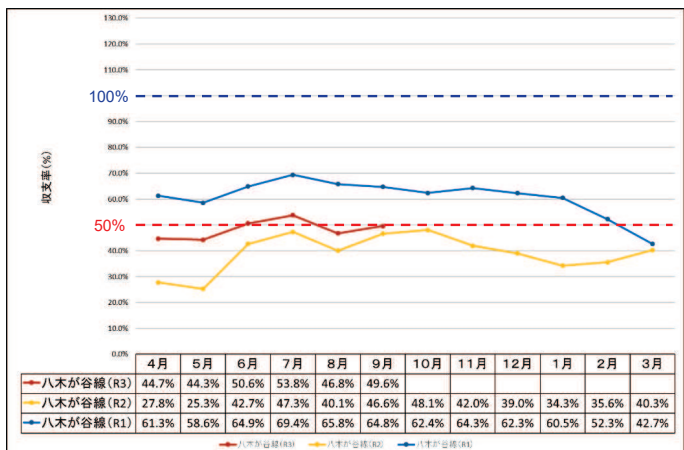
(1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●八木が谷地区

月別1日平均乗車人数の比較(R1~R3)



月別収支率比較(R1~R3)



・令和3年度(4月から9月まで) 1日平均乗車人数の平均=248人/日
 収支率の平均 =48.3%

・令和2年度と比較して、1日平均乗車人数、収支率ともに増加傾向
 ・令和元年度と比較すると、8割ほどの状況

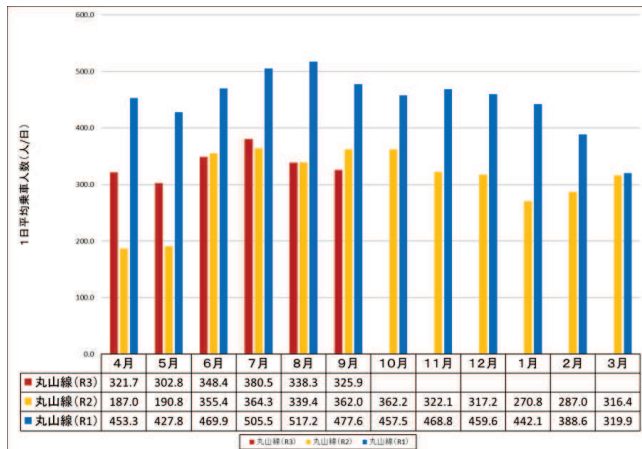
6

2.【議事及び報告】

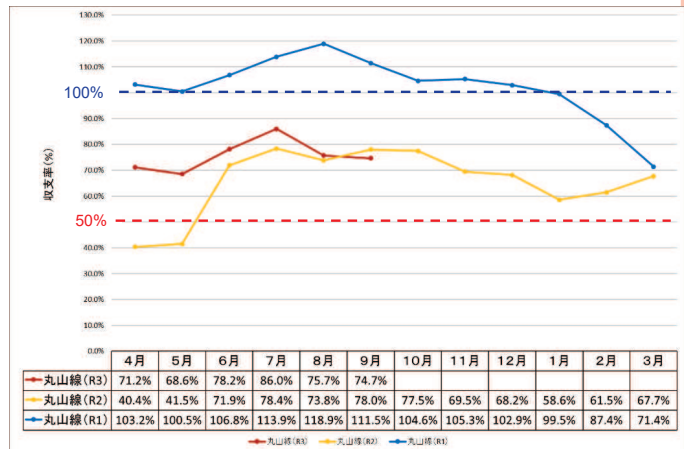
(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●丸山地区

月別1日平均乗車数の比較(R1～R3)



月別収支率比較(R1～R3)



- 令和3年度(4月から9月まで) 1日平均乗車人数の平均=336人/日
収支率の平均 =75.7%

- 令和2年度と比較して、1日平均乗車人数、収支率ともに増加傾向
ただし、9月は若干下回っている
- 令和元年度と比較すると、7割ほどの状況

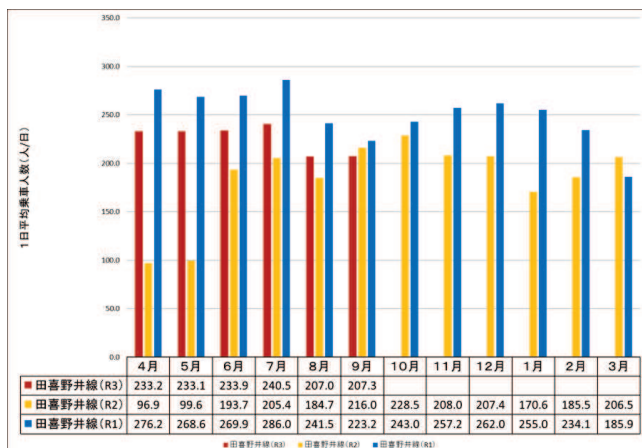
7

2.【議事及び報告】

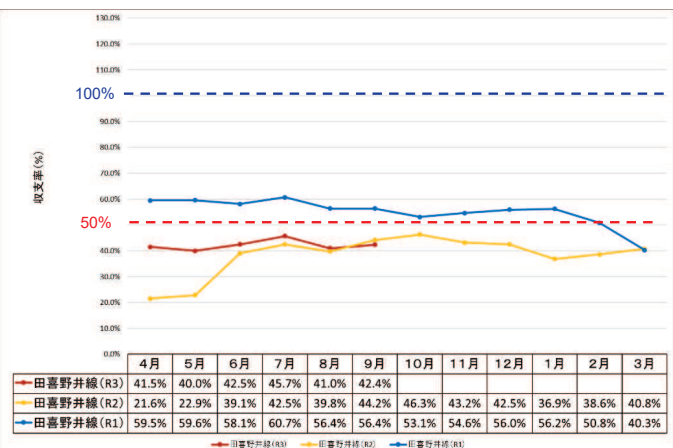
(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●田喜野井地区

月別1日平均乗車数の比較(R1～R3)



月別収支率比較(R1～R3)



- 令和3年度(4月から9月まで) 1日平均乗車人数の平均=226人/日
収支率の平均 =42.2%

- 令和2年度と比較して、1日平均乗車人数、収支率ともに増加傾向
ただし、9月は若干下回っている
- 令和元年度と比較すると、8割ほどの状況

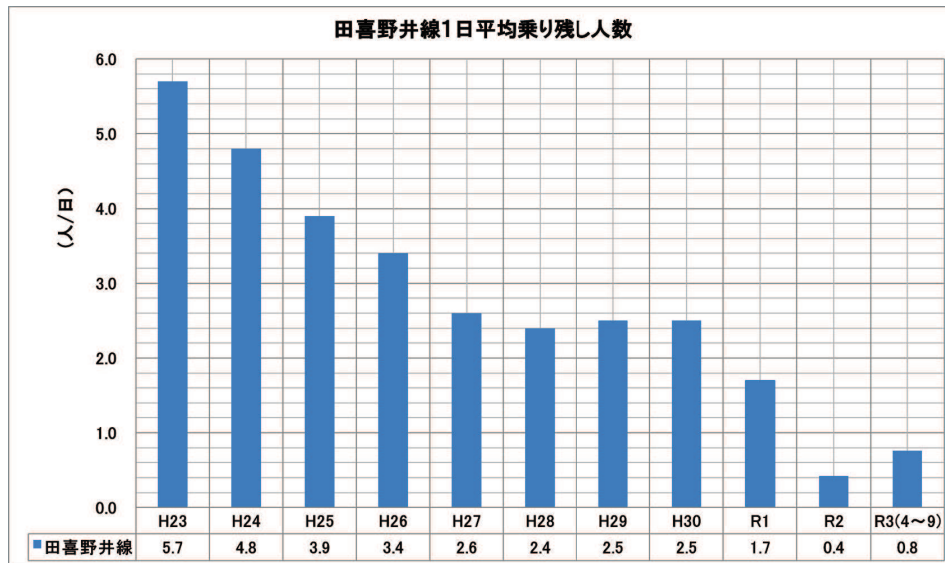
8

2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●田喜野井地区

1日平均乗り残し人数



- ・令和3年度の4月から9月までの1日平均乗り残し人数は、0.8人/日
- ・令和2年度と比較して増加 ⇒ 乗車人数増加によるものと推測される。

2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

運行継続基準(4月から9月)の収支率

	令和3年4月~9月 (運行継続基準)	令和2年4月~9月 (運行継続基準)	令和2年度 (最終)
八木が谷地区	48.3%	38.3%	39.1%
丸山地区	75.7%	64.0%	65.6%
田喜野井地区	42.3%	35.1%	38.2%

- ・令和2年度と比較して、3地区とも増加傾向
- ・令和3年度の4月から9月までの運行継続基準である収支率は、丸山地区が50%を超えているが、八木が谷地区、田喜野井地区は50%以下

2.【議事及び報告】

(1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

「船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付要綱」

(試験運行)

第5条 試験運行期間は、1年間を基本とする。

2 本格運行へ移行するための基準は、試験運行開始してから6ヶ月の結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できることとする。**ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。**なお、運賃収入等に地域組織からの負担金を含めることができるものとする。また、既存バス路線への影響が軽微であることとする。

3 本格運行へ移行するための基準を下回った時は、改善点等が検討され、運行経費の50%を運賃収入等により確保できる見込みが立った場合のみ、改善を行い、試験運行期間をさらに1年間延長できるものとする。延長した時の本格運行へ移行するための基準は、改善を行ってから6ヶ月の結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できることとする。改善点等が検討されても、運行経費の50%を運賃収入等により確保できる見込みが立たない時や、改善を行ってから6ヶ月の結果についても運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった時には、運行を終了する。

4 試験運行から本格運行へ移行する際に、空白期間が生じないよう移行期間を設けることができるものとする。

(本格運行)

第7条 運行を継続するための基準は、毎年4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できた場合とする。**ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。**なお、運賃収入等に地域組織からの負担金を含めることができるものとする。

2 毎年4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった場合、改善点等を検討し、運行経費の50%を運賃収入等により確保するようにする。2年連続で、4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった場合は、運行を中止する。

3 2年連続で運行経費を運賃収入等により確保することが出来た場合、補助対象事業者と協議のうえ、乗合事業者による完全民営事業とすることができる。

要綱改正後、「公共交通不便地域解消へ向けて(バス導入編)」についても、改定予定

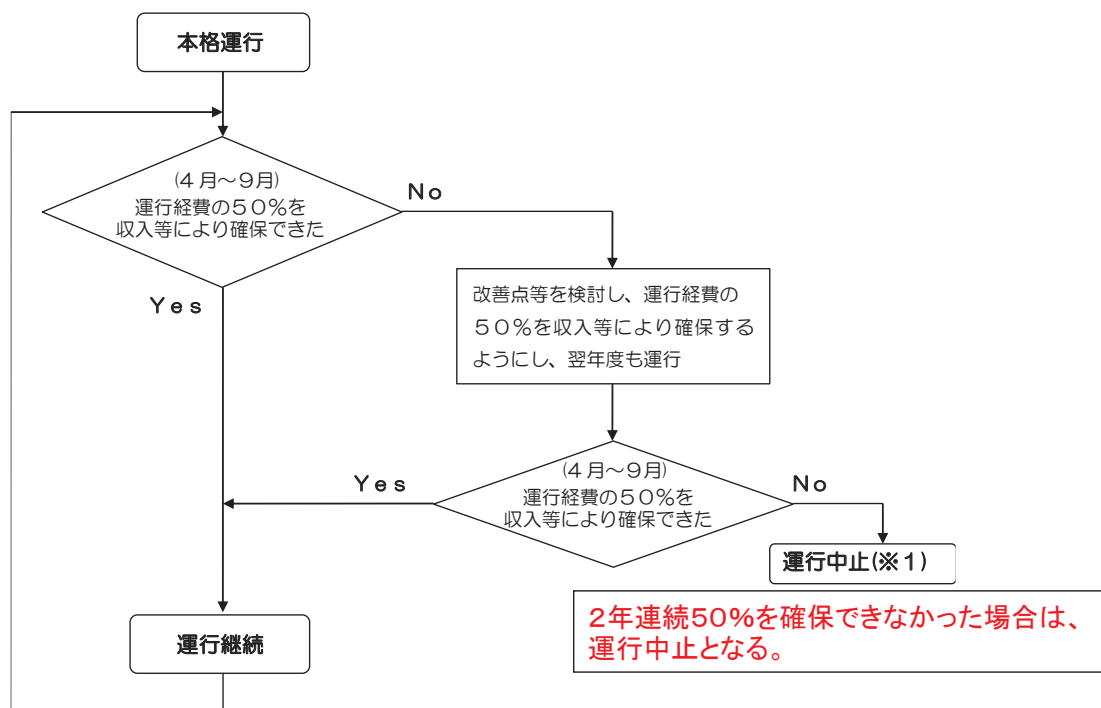
11

2.【議事及び報告】

(1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

参考

本格運行のフローチャート



※船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）は適宜開催。

※1 船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）にて運行中止の合意がある。

12

2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

新型コロナウイルス対策の改正特別措置法に基づく緊急事態宣言等が発出

【令和2年度】

緊急事態宣言：令和2年4月7日～5月7日、令和3年1月8日～3月21日

【令和3年度】

まん延防止等重点措置の区域指定：令和3年4月20日～8月1日

緊急事態宣言：令和3年8月2日～9月30日

新型コロナウイルス対策による外出の自粛、移動の制限が、運行経費(収支率)が50%以下となっている大きな要因の一つ



【事務局案】

令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策によるやむを得ない事情があるとして、例外規定を適用し運行継続の可否の対象外とする。

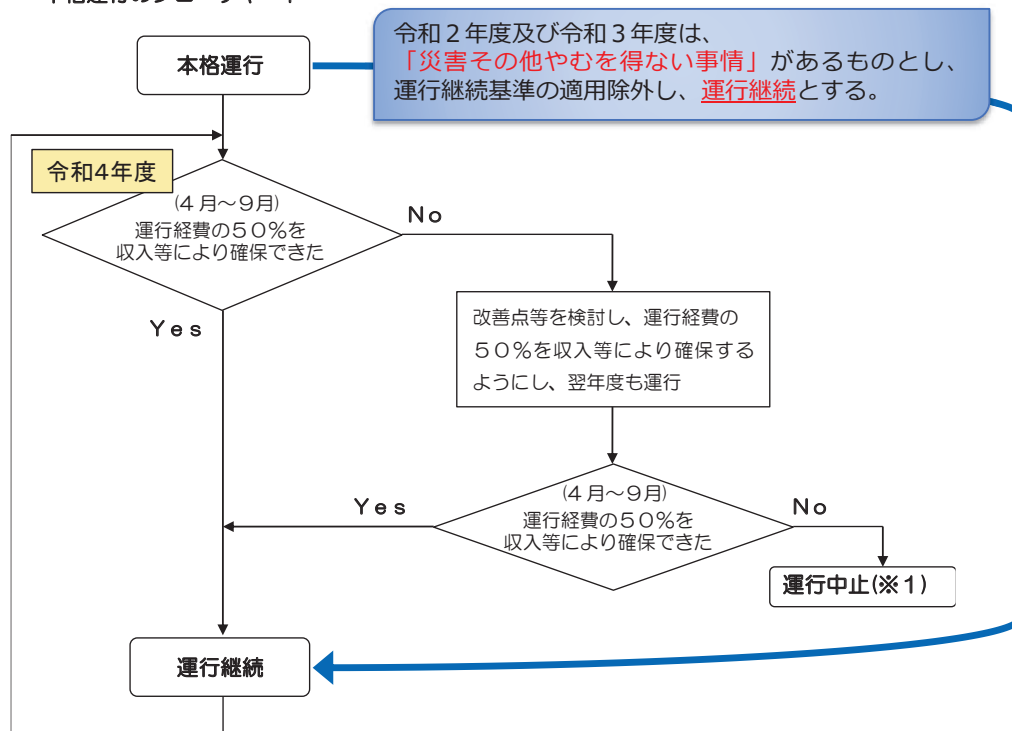
13

2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

参考

本格運行のフローチャート



※船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）は適宜開催。

※1 船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）にて運行中止の合意がある。

14

2. 議事及び報告

(2) (仮称)船橋市地域公共交通計画案作成業務について

15

2.【議事及び報告】

(2) (仮称)船橋市地域公共交通計画案作成業務について

承認事項

- 委託名
(仮称)船橋市地域公共交通計画案作成業務
- 委託業者
八千代エンジニアリング株式会社
- 履行期間
令和3年7月10日～令和4年3月25日

16

3. その他

・ 今後のスケジュールについて

17

3その他 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについては、以下のとおり予定しております。

第55回船橋市地域公共交通活性化協議会【令和4年2月予定】

- ・令和4年度船橋市地域公共交通活性化協議会の予算(案)について
- ・(仮称)船橋市地域公共交通計画案について
⇒計画案の承認、市への提出の可否
- ・令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について
⇒令和3年度の利用状況等の報告 等

18

4. 閉会